

東日本大震災被災者に対する医療費の一部負担金免除に関する 意見書

東日本大震災から5年5カ月が経過しました。

住まいを失い、あるいは、生業を失うなどの多大な被害を受けた被災者は、国内外の多くの皆様からの御支援をいただきながら、生活再建に向け着実に歩みを進めておりますが、その生活はまだ厳しい状況が続いており、被災された被保険者の生活再建と心身の健康維持のため、持続的な支援が不可欠な状況にあります。

しかしながら、独自の財源を持たない宮城県後期高齢者医療広域連合においては、構成する市町村の負担でその財源を賄いながら、被災者の一部負担金免除措置を継続していくことは、膨大かつ長期にわたる復興事業を進める市町村にとって財政負担が大きく、やむを得ず平成28年3月31日で終了することを余儀なくされました。

宮城県は今なお復興への険しい道のりの途上にあり、被災者の一日も早い生活再建と心身の健康維持のためには、国の継続的な支援が必要な状況にあります。

よって、国会及び政府におかれましては、下記の施策の実施に必要な財政上の措置を講じられるよう強く求めるものであります。

記

医療費一部負担金の免除措置について、平成24年10月に遡及して国が全額負担を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年9月30日

名取市議会議長 郷内 良治

衆議院議長殿
参議院議長殿
内閣総理大臣殿
復興大臣殿
財務大臣殿
厚生労働大臣殿